

平成31年度 奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務仕様書

1 契約名

奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務契約

2 委託業務

労働安全衛生法第66条及び労働安全規則第44条及び第45条の規定に基づき奈良県総合医療センターに勤務する職員の健康管理の一環として実施する健康診断にかかる業務（以下「本業務」という。）等を委託するものである。

3 契約期間

契約締結日から平成34年3月31日まで

4 委託業務の内容

定期健康診断（高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定に基づく特定健康診査を兼ねる。）

年2回、

胸部X線検査 年2回

特定業務（深夜業・放射線）従事者健康診断 年2回

特殊健康診断（有機溶剤業務・放射線業務） 年2回

前立腺がん検診 年1回

B型肝炎抗原抗体検査 年1回

C型肝炎抗体検査 年1回

麻疹・風疹・ムンプス・水痘の抗体検査 年1回

Tスポット検査 年1回

5 受診対象者

- ・ 奈良県総合医療センター職員とし、有期雇用職員等臨時職員を含むものとする。
- ・ 受診対象者の基本情報（氏名、年齢、職員番号、検査項目等）は、原則として実施日程の4週間前までに、奈良県総合医療センター（以下「甲」という。）が、電子データ（Excel又はCSV）にて受託者（以下「乙」という）に提供する。
- ・ 乙は、受診対象者の追加についても随時対応するものとする。なお、追加の方法については、別途協議する。

6 検査項目及び予定受診者数

委託業務における検査項目及び受診者数は別添のとおりとする。

なお、甲の産業医が指示する項目に該当した者に対して、健康診断当日に検査を追加実施する。

7 実施日時及び会場

健康診断の実施日時及び会場は甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

概ね6月と12月に甲の施設において、実施するものとする。

8 健康診断の実施体制等

(1) 乙の実施体制等

- ・ 実施会場の設営、撤収及び健康診断等の運営を行うこと。
- ・ 実施時間内に全ての受診対象者の健康診断を終了（会場の撤収作業を除く）させること。
- ・ 本業務の実施に必要となるスタッフ、検査機材及び消耗品等（パーテーションを含む）の一切を用意すること。

- ・ 本業務の実施における調整を行う責任者として「総括責任者」を配置すること。
また、実施会場における健診事故や不測の事態に対応する担当者として「実施責任者」を配置すること（総括責任者が立ち会う場合を除く）。
- ・ 本業務において、健診事故や不測の事態、体調不良者が発生した場合は、速やかに事態を收拾するとともに、甲に報告すること。
なお、健診事故等の收拾及び再検査等に費用が生じた場合は、乙の負担とする（甲に重大な過失がある場合を除く）。

(2) 甲の実施体制等

- ・ 健康診断等に必要な電源、実施会場、机及び椅子を用意する。
- ・ 本業務を遂行するにあたり、乙の実施体制等が不適切と判断する場合は、甲は乙に対して変更を求めることができるものとする。

9 定期健康診断の実施手順

(1) 事前準備

ア 会場の事前確認

乙は、甲と事前に連絡を取った上で会場の下見を行い、実施会場や会場備品の借用方法、検診車や検査機材の搬入方法等の確認を行うこと。

イ 実施計画の作成

乙は、実施計画書（実施体制、実施会場の使用方法、検査及び測定の手順等を記載）を作成し、事前に甲に提出してその承認を受けること。

ウ 事前打合せ

検査方法、結果判定基準、健診結果作成方法等本業務実施に係る詳細事項について意思疎通を図るため、甲及び乙の担当者（総括責任者及び実施責任者を含む）による事前打合せを行うこと。

また、乙は、甲の求めに応じて検査担当者等を同席させること。

エ 健診に必要となる物品（健康診断受診票、問診票、検体容器等）の納入

乙は、甲が提供する受診対象者の基本情報に基づく必要数を所属毎に梱包し、実施日の2週間前までに、納入すること。なお、甲の要請があった場合は、甲が用意する受診者向け資料を同梱するものとする。

(2) 実施会場の設営、撤収作業等

項目	作業内容等
実施会場の設営	実施日当日に行うものとし、受付開始までに必要な準備を行うこと。
検査機材の整備	本業務で使用する放射線装置、オージオメータ、心電図計等の検査機材を適正に整備しておくこと。
スタッフ氏名等明示	本業務に従事するスタッフに、乙の名称、職種及び氏名を明記した名札を着用させること。
受付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診者の照合及び受診票等への記載漏れをチェックする受付を設置すること。 ・ 受診者が受付に集中した場合は、乙は、効率よく受付ができるよう対処すること。 ・ 健康診断個人票及び問診票への記入場所を確保すること。

受診案内	実施計画に基づく検査及び測定順序に従って、円滑に受診できるよう必要な誘導を行うこと。なお、受診状況により必要と認められた場合は、検査及び測定順序の入れ替えやそれに係る案内を行うなど柔軟に対応すること。
実施会場の撤収	全ての受診対象者の健康診断が終了した後に、速やかに撤収作業を行い、机及び椅子の配置等実施会場を設営前の状態に復旧すること。 作業完了後、受診者数を含め速やかに甲に報告を行うこと。
廃棄物の処理	本業務の実施に伴い生ずる全ての廃棄物（採血針、検尿容器、脱脂綿等）の管理及び処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令等を遵守し、乙の責任により適正に処分し、甲が必要と認めたときは管理票の写を甲に提出すること。

(3) 実施後の報告

当日の健診終了後、乙は甲に実施報告をすること。

1 0 検査方法（計算項目を含む）

区分	検査方法
問診	<ul style="list-style-type: none"> 既往歴、自覚症状、他覚症状等について聴取する。 血液検査、心電図検査を受診するにあたり飲食の制限、服装等の注意事項を別紙か各用紙に記載すること。
尿検査	<ul style="list-style-type: none"> 検査精度を高めるため、原則として受診会場で採取した尿検体を使用すること。なお、採尿容器は、乙が準備するものとする。
胸部X線検査	<ul style="list-style-type: none"> 正面からのデジタル撮影とする。
心電図検査	<ul style="list-style-type: none"> 1枚（1人）毎に校正波（キャリブレーション）をいれること。 検査時に不整脈を見つけた場合は、記録時間を適宜延長すること。
感染症（麻疹・風疹・ムンプス・水痘）検査	<ul style="list-style-type: none"> 麻疹の抗体検査 E I A法、P A法、中和法のいずれかによること。 風疹の抗体検査 H I法またはE I A法のいずれかによること。 ムンプスの抗体検査 E I A法によること。 水痘の抗体検査 E I A法、I A H A法、中和法のいずれかによること。
前立腺がん検診	<ul style="list-style-type: none"> 血液採取によるP S A検査によること。

1 1 健康診断結果の判定

乙は、本業務において実施した健康診断の結果判定を次のとおり行うこと。

区分	判定方法等
胸部X線写真の読影	胸部X線写真の読影に従事した経験を有する呼吸器科の専門医※によるチェックを行うこと。（複数の医師によるものであることが望ましい） ※ 呼吸器に関する学会の指導医、認定医、専門医等であることが望ましい。
心電図	心電図の判定に従事した経験を有する医師により判定を行うことが望ましい。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各検診項目及び総合的な判定は、6区分(1:異常なし、2:軽度異常、3:要観察、4:要治療、5:要精査、6:治療中)で行うものとし、各区分の判定基準は、甲が別途指示する。 ・ 問診票の記載内容を十分確認の上、判定を行うこと。 ・ 判定の際に至急精密検査が必要と認められる場合は、速やかに甲に報告すること。なお、報告の具体的な方法は別途協議する。 ・ 未受診者への受診催促、精密検査・要治療者への受診勧奨を十分行うこと。
-----	---

1 2 健康診断結果の提出

(1) 受診者個人あて結果通知

個人毎に密封し、所属毎に梱包の上、健康診断実施日から 30 日以内に、甲に納入すること。

(2) 甲あて結果報告

受診者の所属部署ごとに、次のとおり提出すること。

なお、詳細は別途協議する。

ア 受診者数集計結果一覧

受診日別、所属別、男女別、検査項目別、判定区分別、正規・臨時別

イ 受診者全員の検査判定結果一覧及び所見一覧

受診日別、所属別、男女別、検査項目別、判定区分別、正規・臨時別

ウ 受診者全員の検査判定結果の電子データ

甲が指定するレイアウトのもの(Excel) (なお、平成 30 年度の検査データを引き継ぐものとする)

エ 特定健康診査等に関するデータ

健康診断結果を国の定めた電子的基準様式 (XML データ) による

1 3 胸部X線フィルムの貸出し及び心電図の提供

契約期間満了後 5 年間は、受診者の精密検査及び判定結果の確認等のため甲から要請があった場合、乙は、甲に対して胸部X線フィルムの貸出し及び心電図 (写し) の提供を行うものとする。

1 4 精度管理

乙は、本業務の質の向上を図るため、次の措置をとること。

- ・ 検査結果の正確性を確保するための内部精度管理及び外部精度管理を適切に行うこと。
- ・ スタッフの知識及び技能の向上を図るための研修実施及び資格取得に努めること。
- ・ 検体検査を外部に委託する場合は、委託先に上記事項を実施するよう指示すること。

1 5 費用の請求

- ・ 乙は、本業務の結果報告が適正に行われ、甲の検査確認が終了次第、速やかに委託料の請求を行うこと。
- ・ 乙からの請求を受けて、甲は受領した日から 30 日以内に、乙に委託料を支払うものとする。

1 6 個人情報の取扱い

- ・ 乙は、職員情報及び健康診断の個人結果等 (以下「個人情報」という。) について、個人情報の保護の重要性を認識し、甲から受託した業務を行うにあたっては「個人情報保護法」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。契約期間終了後においても同様とする。

17 その他

(1) 実施計画書の作成における健康診断の検査及び測定の順序(例示)



※上記は測定順序例を記載したものであるため、会場により変更することがある。

(2) 再委託の禁止

乙は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

(3) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上で決定するものとする。